



# 山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(14)

## 目 次

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 1

## 訓 令

山形県訓令第12号

中 出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(出納局長を含む。以下同じ。)」を「(子ども政策監、危機管理監及び出納局長を含む。以下この章において同じ。)」に改める。

第4条第1項中「(女性青少年政策室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第5条第2項中「次長」を「次長(子ども政策室長、危機管理室長及び総合政策室長を含む。以下この章において同じ。)」に改める。

第12条第2項中「同一部」を「同一部(知事直轄の組織及び出納局を含む。)」に改め、「(女性青少年政策室を含む。)」を削る。

第13条第2項中「米沢女子短期大学、保健医療大学、」及び「支場並びに」を削る。

別表第1指定管理者の項を次のように改める。

指定 管理 者	1 指定管理者の募集に関すること。	(募集に係る広報に関することを除く。)	募集に係る広報に関すること。				
	2 指定管理者の指定に関すること(指定の取消しを除く。)						議決後の手続に限る。
	3 利用時間、利用日等の承認に関すること。						

4 臨時の利用等の承認に関すること。							
5 利用料金及び利用料金の免除の基準の承認に関すること。							
6 協定の締結に関すること。							
7 その他公の施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項(業務停止命令を除く。)に関すること。		(届出、報告等の受理に関することを除く。)	届出、報告等の受理に関すること。	(届出、報告等の受理に関することを除く。)	届出、報告等の受理に関すること。		

別表第1財務の項第15項中「、児童手当及び児童手当法附則第6条第1項」を「及び児童手当並びに児童手当法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項」に、「確認及び認定」を「認定及び確認」に改め、同表の備考中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
子ども政策室子ども家庭課、女性青少年課	子育て支援課長
総務部秘書広報課、行政改革課、文書課	人事課長
総務部危機管理室各課	生活安全調整課長
総務部総合政策室地域政策課、情報企画課	政策企画課長
文化環境部学術振興課	文化振興課長
文化環境部循環型社会推進課、みどり自然課	環境企画課長
健康福祉部地域福祉課	健康福祉企画課長
商工労働観光部各課	産業政策課長
農林水産部新農業推進課、経営安定対策課	農政企画課長
農林水産部工コ農業推進課、畜産課	生産技術課長
土木部各課	管理課長
出納局各課	出納局総務課長

総合支庁総務企画部各課	総合支庁総務企画部 総務課長
総合支庁保健福祉環境部各課(村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。)	総合支庁総務企画部 総務課長
総合支庁保健福祉環境部各課(最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。)	総合支庁保健福祉環境部保健企画課長
総合支庁産業経済部各課	総合支庁産業経済部 産業経済企画課長
総合支庁建設部各課	総合支庁建設部建設 総務課長

別表第1の備考中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 次の表の左欄に掲げる課に係る本庁部長専決事項の欄に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左 欄	右 欄
総務部総合政策室各課	総合政策室長

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる課に掲げる臨時職員の項部長専決事項の欄に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左 欄	右 欄
総務部危機管理室各課 総務部総合政策室各課	総務部長

別表第2中 「部名」 を 「部等名」 に改め、同表中

総務部	総務課	叙勲等に関する こと。	1 位勲褒章及び表彰(人事課で所掌するものを除く。)に関する こと。		を
-----	-----	----------------	---------------------------------------	--	---

知事直轄の組織	子ども政策室 子ども家庭課	児童福祉法に関する こと。		1 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関する こと(第二種社会福祉事業に係るものを除く。)	
---------	------------------	------------------	--	--	--

		児童福祉法施行規則に関する こと。			1 第37条第4 項から第6項 までの規定 による児童福 祉施設に係る 変更の届出の 受理に関する こと(第二種 社会福祉事業 に係るものを 除く。)	に改める。
		母子及び寡婦福 祉法施行令に関 すること。		1 第13条(第 38条において 準用する場合 を含む。)の規 定による貸付 けの停止に関 すること。		
				2 第16条(第 38条において 準用する場合 を含む。)の規 定による一時 償還の請求に 関すること。		
		山形県保母修学 資金貸与条例に 関すること。		1 第8条の規 定による返還 債務の免除に 関すること。		
		施設事務費に関 すること。		1 社会福祉施 設(地域福祉 課、長寿社会 課及び障がい 福祉課の所管 に係るものを 除く。)に支弁 すべき事務費 等の決定に関 すること。		
総務部	秘書広 報課	叙勲等に関する こと。	1 位勲褒章及 び表彰(人事 課で所掌する ものを除く。) に関する こと。			

別表第2 総務部の項中

		課税に関する こと。		1 課税地の指 定に関する こと。		を
--	--	---------------	--	-------------------------	--	---

	課税に関する こと。		1 課税地の指 定に関する こと。	
市町村 支援課	地方自治法に 関すること。	1 第252条の17 の8第1項の 規定による町 村長の臨時代 理者の選任に 関すること。		
		2 第252条の17 の9の規定に よる町村の臨 時選挙管理委 員の選任に 関すること。		
	地方税法に 関すること。	1 第419条第1 項の規定によ る固定資産の 価格修正の勧 告に関する こと。	1 第388条第1 項の規定によ る固定資産評 価基準細目の 算定に関する こと。	
		2 第389条の 規定による固 定資産の決定 及び配分に関 すること。		
住民基本台 帳法に関 すること。			1 第30条の43 第4項及び第 5項の規定に よる勧告及び 命令に関する こと。	1 第30条の37 第2項の規定 による本人確 認情報の開示 に関する こと。
				2 第30条の40 の規定による 本人確認情報 の訂正等の申 出の受理、調 査及び通知に 関すること。
地方公共団 体の財政の 健全化に 関する法律 に関する こと。			1 第10条第6 項の規定によ る財政再生計 画の変更に同 意すること。	
地方交付税 に関する こと。	1 市町村の特 別地方交付税 の配分に関 すること。		1 市町村の普 通地方交付税 の配分に関 すること。	
市町村債に 関すること。			1 市町村債の 同意等に関 すること。	

に、

				6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	
--	--	--	--	--------------------------------------	--

を

				6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	
総合政策室情報企画課	源泉徴収等に関すること。				1 電子計算機による給与事務処理が行われた職員についての所得税の源泉徴収事務並びに県及び市町村民税の特別徴収事務に関すること。
総合政策室統計企画課	山形県統計調査条例に関すること。			1 第2条第3項の規定による基幹統計調査の指定に関すること。	
				2 第11条の規定による委託による統計の作成等に関すること。	

に改め、同表政策推

進部の項を削る。

別表第2 健康福祉部の項中

				2 第7条第1項から第3項までの規定による病院等の開設等の許可に関すること。	
生活保護法に関すること。			1 第41条第2項の規定による保護施設の設置の許可に関すること(第一種社会福祉事業に係るものに限る。)		を

				2 第7条第1項から第3項までの規定による病院等の開設等の許可に関する事 こと。	に改め、同部の項健康福祉企
	医学に関する事 こと。		1 医学の研究 に関する事 こと。		
地域福 祉課	生活保護法に関 すること。		1 第41条第2 項の規定によ る保護施設の 設置の許可に 関すること (第一種社会 福祉事業に係 るものに限 る。)		

画課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「長寿社会課、児童家庭課」を「子ども家庭課、長寿社会課」に改め、同課の項医学に関する事。の項を削り、同部の項長寿社会課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「健康福祉企画課、児童家庭課」を「子ども家庭課、地域福祉課」に改め、同部の項児童家庭課の項を削り、同部の項障がい福祉課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「健康福祉企画課、長寿社会課及び児童家庭課」を「子ども家庭課、地域福祉課及び長寿社会課」に改め、同

表商工労働観光部の項中	商業経 済交流 課	大規模小売店舗 立地法に関する こと。	1 第9条第1 項及び第7項 の規定による 勧告及び公表 に関する事。	1 第8条第4 項の規定によ る意見に関す ること。	を
-------------	-----------------	---------------------------	---	-------------------------------------	---

産業政 策課	貸金業法に関す ること。			1 第9条の規 定による貸金 業者登録簿の 閲覧に関する こと。	に改め、同表農林水産部の項
				2 第24条の6 の10第1項及 び第2項(第 24条第2項、 第24条の2第 2項、第24条 の3第2項、 第24条の4第 2項及び第24 条の5第2項 において準用 する場合を含 む。)の規定に よる報告の徴 収に関する事 こと。	
				3 第24条の6 の11第2項の 規定による社 内規則の作成 又は変更の命 令に関する事 こと。	

商業経済交流課	大規模小売店舗立地法に関する こと。	1 第9条第1項及び第7項の規定による勧告及び公表に関する こと。	1 第8条第4項の規定による意見に関する こと。	
---------	-----------------------	--------------------------------------	-----------------------------	--

中 「卸売市場法に関する  
こと。」 を 「新農業推進課 卸売市場法に関する  
こと。」 に改め、同部の項中

「エコ農業推進課」 を 「畜産課」 に改め、同表出納局の項総務課の項県証紙に関する  
こと。の項部長専決事項の欄第1

項中「自動車税及び自動車取得税証紙」を「自動車取得税及び自動車税証紙」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項火薬類取締法に関する  
こと。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

6 第54条の規定による聴聞の特例(第44条の規定による処分に係るものに限る。)に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項火薬類取締法に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄中第15項を第16項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項火薬類取締法に関する  
こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第18項を第19項とし、第7項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第24条第3項の規定による火薬類の輸入の届出の受理に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

6 第76条の規定による聴聞の特例(第38条及び第53条の規定による処分に係るものに限る。)に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄中第15項を第19項とし、第14項を第18項とし、第13項を第14項とし、同項の次に次の3項を加える。

15 第48条第5項の規定による充てんの許可に関する  
こと。

16 第49条の30の規定による命令に関する  
こと。

17 第49条の35の規定による命令に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁部長専決事項の欄中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 第22条第3項の規定による命令に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第26項を第38項とし、第21項から第25項までを12項ずつ繰り下げ、第20項を第30項とし、同項の次に次の2項を加える。

31 第54条第1項の規定による変更の申請の受理に関する  
こと。

32 第54条第2項の規定による変更の申請に係る刻印等に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第19項を第22項とし、同項の次に次の7項を加える。

23 第44条第1項の規定による容器検査の実施等に関する  
こと。

24 第49条第3項の規定による容器への刻印に関する  
こと。

25 第49条第4項の規定による容器への標章の掲示に関する  
こと。

26 第49条の2の規定による附属品検査の実施等に関する  
こと。

27 第49条の3第1項の規定による附属品への刻印に関する  
こと。

28 第49条の4第1項の規定による附属品再検査の実施等に関する  
こと。

29 第49条の4第3項の規定による附属品への刻印に関する  
こと。

別表第3 総務企画部の項総務課の項高圧ガス保安法に関する  
こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第18項を第21項とし、第13項から第17項までを3項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の3項を加える。

13 第22条第1項の規定による輸入検査の実施等に関する  
こと。



14 第22条第1項第1号の規定による輸入検査の結果の届出の受理に関すること。

15 第22条第2項の規定による報告の受理に関すること。

別表第3 総務企画部の項総務課の項液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

7 第90条の規定による聴聞の特例(第26条の規定による処分に係るものに限る。)に関すること。

別表第3 総務企画部の項総務課の項電気工事業の業務の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第30条の規定による聴聞の特例に関すること。

別表第3 総務企画部の項地域支援課の項中

			9 宗教法人に関する各種証明等に関すること。
--	--	--	------------------------

を

			9 宗教法人に関する各種証明等に関すること。
不当景品類及び不当表示防止法に関すること。		1 第9条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。	

に改め、同課の項中「山形県青少年保

護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改め、同部の項中地域支援課(置賜総合支庁に限る。)の項を削り、同表保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第8項を第12項とし、第4項から第7項までを4項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の4項を加える。

4 第34条の3の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理に関すること。

5 第34条の4第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る報告の徴収等に関すること。

6 第34条の11の規定による一時預かり事業の届出の受理等に関すること。

7 第34条の13第1項の規定による一時預かり事業に係る報告の徴収等に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項中

民生委員法に関すること。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	
--------------	--	-------------------------	--

を

保育所運営負担金に関すること。		1 保育所運営負担金の加算の認定等に関すること。	
民生委員法に関すること。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	

に改め、同課の項老人福祉法に関する

こと。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに同条第3項」を「及び同条第7項」に改め、同課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第45項中「第115条の18」を「第115条の20」に改め、同項を同欄第53項とし、同項の次に次の4項を加える。

54 第115条の26第2項の規定による指定介護予防支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

55 第115条の32第2項から第4項までの規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等の受理に関すること。

56 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等に関すること。

57 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る勧告に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第44項中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項を同欄第51項とし、同項の次に次の1項を加える。

52 第115条の16第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第43項中「第115条の7第1項」を「第115条の8第1項」に改め、同項を同欄第50項とし、同欄第42項中「第115条の6」を「第115条の7」に改め、同項を同欄第49項とし、同欄中第41項を第47項とし、同項の次に次の1項を加える。

48 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第40項を第46項とし、第39項を第45項とし、第38項を第44項とし、第37項を第42項とし、同項の次に次の1項を加える。

43 第111条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第36項を第41項とし、第35項を第40項とし、第34項を第39項とし、第33項中「第8条の2第2項、第9条並びに」を「第9条第2項及び」に改め、「休止、廃止、再開及び」を削り、「並びにエックス線」を「及びエックス線」に改め、同項を同欄第38項とし、同欄中第32項を第37項とし、第31項を第36項とし、同欄第30項中「の開設者の住所等の変更」を「に係る変更、廃止、休止及び再開」に改め、同項を同欄第34項とし、同項の次に次の1項を加える。

35 第99条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第29項を第33項とし、第23項から第28項までを4項ずつ繰り下げ、第22項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 第89条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第21項を第24項とし、第18項から第20項までを3項ずつ繰り下げ、第17項を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 第82条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第16項を第18項とし、第15項中「第78条の10」を「第78条の11」に改め、同項を同欄第17項とし、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 第78条の6第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 第75条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に

関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、「取消し等」を「取消し等(県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。)」に改め、同欄第2項中「第一種フロン類回収業者に対する勧告及び命令」を「勧告及び命令(県内に事業所を有しない第一種フロン類回収業者に係るものを除く。)」に改め、同欄中第3項及び第4項を削り、同課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項から第4項までの規定中「(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄第7項から第9項までを削り、同欄第6項中「第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言」を「指導及び助言(県内に事業所を有しない第一種フロン類回収業者に係るものを除く。)」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「第22条第2項(第33条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)」を「第22条第3項」に改め、同項を同欄第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第20条の2第4項の規定による報告の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第10項中「第70条」を「第43条」に、「第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類回収業者(県内に事業所を有しない第一種フロン類回収業者に係るものを除く。)」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第11項中「第71条」を「第44条第1項」に、「第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類回収業者(県内に事業所を有しない第一種フロン類回収業者に係るものを除く。)」に改め、同項を同欄第9項とし、同部の項保健企画課の項保健師助産師看護師法に関すること(就業地(就業していない者にあつては住所地)が県外にある者に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第12条」を「第11条」に改め、同欄第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同課の項保健師助産師看護師法施行令に関すること(就業地(就業していない者にあつては住所地)が県外にある者に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第19項を第20項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 第36条の4第2項の規定による医薬品販売従事の登録に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の6項を加える。

3 第159条の8第2項の規定による販売従事登録証の交付に関すること。

4 第159条の9第2項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更に関すること(就業地(就業していない者にあつては住所地)が県外にある者(以下この項において「県外在住者」という。)に係るものを除く。)

5 第159条の10第4項の規定による販売従事登録の消除に関すること(県外在住者に係るものを除く。)

6 第159条の11の規定による販売従事登録証の書換え交付に関すること(県外在住者に係るものを除く。)

7 第159条の12の規定による販売従事登録証の再交付に関すること(県外在住者に係るものを除く。)

8 第159条の13の規定による販売従事登録証の返納に関すること(県外在住者に係るものを除く。)

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中

		3 第7条の規定による管理医療機器販売業等の届出済証明書の交付に関すること。	を
--	--	--	---

		3 第7条の規定による管理医療機器販売業等の届出済証明書の交付に関すること。	
--	--	--	--

覚せい剤取締法 に関する事 (病院及び診療 所並びに薬局に 係るものに限 る。)		1 第30条の13 の規定による 覚せい剤原料 の廃棄の届出 の受理及び立 会に関する事 こと。	
		2 第30条の15 第3項の規定 による覚せい 剤原料の処分 に係る立会等 に関する事 こと。	
		3 第31条の規 定による報告 の徴収に関す ること。	
		4 第32条の規 定による立入 検査等に関す ること。	

に、

山形県毒物及び 劇物取締法施行 細則に関する事 こと。		1 第4条の2 の規定による 毒物劇物取扱 者試験に合格 した旨の証明 書の交付に関 すること。	
--------------------------------------	--	--	--

を

山形県毒物及び 劇物取締法施行 細則に関する事 こと。		1 第4条の2 の規定による 毒物劇物取扱 者試験に合格 した旨の証明 書の交付に関 すること。	
栄養士法に関す ること(住所地 が県外にある者 に係るものを除 く。)(庄内総合 支庁に限る。)		1 第2条第1 項の規定によ る栄養士の免 許に関する事 こと。	
		2 第3条の2 第1項の規定 による栄養士 名簿に関する こと。	
		3 第4条第2 項の規定によ る栄養士免許 証の交付に関 すること。	

栄養士法施行令 に関する事 (住所地在県外 にある者に係る ものを除く。) (庄内総合支庁 に限る。)			1 第5条第1 項の規定によ る栄養士免許 証の書換え交 付に関するこ と。
			2 第6条第1 項の規定によ る栄養士免許 証の再交付に 関すること。
感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律に関 すること(庄内 総合支庁に限 る。)		1 第18条第1 項及び第4項 の規定による 通知及び確認 に関するこ と。	
		2 第19条(第 26条において 準用する場合 を含む。)の規 定による入院 の勧告及び措 置に関するこ と。	
		3 第20条(第 26条において 準用する場合 を含む。)の規 定による入院 の勧告及び措 置に関するこ と。	
		4 第21条の規 定による移送 に関するこ と。	
		5 第22条第1 項及び第4項 の規定による 患者の退院及 び確認に関す ること。	
		6 第28条の規 定によるねず み族等の駆除 の命令及び指 示に関するこ と。	
		7 第29条の規 定による物件 に係る措置の 命令及び指示 に関するこ と。	

に改め、同部の項中

	8 第30条の規定による死体の移動の制限等に関する事 こと。	
	9 第37条第1項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関する事 こと。	
	10 第37条の2第1項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関する事 こと。	
	11 第46条の規定による入院の勧告又は措置に関する事 こと。	
	12 第47条の規定による移送に関する事 こと。	
	13 第48条第1項及び第4項の規定による入院している者の退院及び確認に関する事 こと。	
	14 第50条第1項の規定による第27条から第30条まで及び第35条第1項に規定する措置の全部又は一部の実施に関する事 こと。	
健康増進法に関する事(庄内総合支庁に限る。)	1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関する事 こと。	

		4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関する事 こと。	
--	--	-------------------------------------	--

を

地域保健福祉課	児童福祉法に関すること。	1 第24条の15第1項の規定による指定施設設置者等に対する報告の徴収等に関すること。	4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。	1 第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。
		2 第24条の16第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。	2 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関すること(第二種社会福祉事業に係るものに限る。)	2 第24条の13の規定による届出の受理に関すること。
		3 第46条第3項の規定による児童福祉施設に係る改善命令等に関すること。		3 第24条の14の規定による届出の受理に関すること。
				4 第34条の3の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理に関すること。
				5 第34条の4第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る報告の徴収等に関すること。
				6 第34条の11の規定による一時預かり事業の届出の受理等に関すること。

			7 第34条の13第1項の規定による一時預かり事業に係る報告の徴収等に関する事
			8 第35条第3項及び第6項の規定による児童福祉施設の設置、廃止及び休止の届出の受理に関する事(第二種社会福祉事業に係るものに限る。)
			9 第46条第1項の規定による児童福祉施設に係る報告の徴収等に関する事
			10 第59条第1項の規定による立入調査等に関する事
			11 第59条の2の規定による認可外保育施設に係る届出の受理等に関する事
			12 第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設からの報告の受理に関する事
児童福祉法施行規則に関する事			1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関する事(第二種社会福祉事業に係るものに限る。)
保育所運営負担金に関する事		1 保育所運営負担金の加算の認定等に関する事	



民生委員法に関すること。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	
		2 第18条の規定による指導訓練に関すること。	
身体障害者福祉法に関すること。	1 第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対する報告の徴収等に関すること。		1 第26条第1項から第3項までの規定による届出の受理に関すること。
	2 第40条の規定による命令に関すること。		
生活保護法に関すること。	1 第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	1 第41条第2項の規定による保護施設の設置の認可(第二種社会福祉事業に係るものに限る。)及び同条第5項の規定による名称等の変更の認可に関すること。	1 第40条第2項の規定による保護施設の設置の届出の受理に関すること。
	2 第45条第1項の規定による改善命令に関すること。	2 第46条第3項の規定による管理規程の変更命令に関すること。	2 第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理に関すること。
		3 第48条第3項の規定による保護施設の長の指導の制限及び禁止に関すること。	
生活保護法施行規則に関すること。			1 第7条の規定による報告の受理に関すること。

社会福祉法に関する こと。	1 第43条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理(健康福祉部長が指定するものを除く。)に関すること。	1 第31条第4項(第43条第2項、第46条第4項及び第49条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に関すること。	1 第58条第2項第1号の規定による報告の徴収に関すること。
	2 第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査(健康福祉部長が指定するものを除く。)に関すること。	2 第73条第1項の規定による許可(募集地域が所管区域内に係るものに限る。)に関すること。	2 第62条第1項の規定による届出の受理(軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。
	3 第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告並びに同条第3項の規定による返還命令に関すること。		3 第63条第1項の規定による届出の受理(軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。
	4 第62条第2項の規定による許可(軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。		4 第64条の規定による届出の受理(軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。

		5 第63条第2項の規定による許可(軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に關すること。		5 第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出の受理に關すること。
		6 第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可に關すること。		6 第68条の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可を受けた者の事業の変更及び廃止の届出の受理に關すること。
		7 第70条の規定による調査(健康福祉部長が指定するものを除く。)に關すること。		7 第69条の規定による届出の受理に關すること。
		8 第71条の規定による改善命令に關すること。		8 第73条第3項の規定による報告の受理(募集地域が所管区域内に係るものに限る。)に關すること。
児童扶養手当法に關すること。		1 第14条の規定による支給の停止に關すること。		1 第4条の規定による手当の支給に關すること。
		2 第15条の規定による支払の一時差止めに關すること。		2 第6条の規定による受給資格及び手当の額の認定に關すること。
		3 第23条の規定による不正利得の徴収に關すること。		3 第8条の規定による手当の額の改定に關すること。
				4 第16条の規定による未支払の手当の支給に關すること。

			5 第28条の規定による届出等の受理に關すること。
			6 第29条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等に關すること。
			7 第30条の規定による資料の提供等の要求に關すること。
老人福祉法に關すること。	1 第15条第4項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可に關すること。		1 第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理に關すること。
	2 第16条第3項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可に關すること。		2 第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業に係る変更の届出の受理に關すること。
	3 第18条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に關すること。		3 第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理に關すること。

		<p>4 第19条第1項の規定による改善命令に関すること。</p>		<p>4 第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置の届出の受理並びに同条第3項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の届出の受理に関すること。</p>
				<p>5 第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターに係る変更の届出の受理並びに同条第2項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る変更の届出の受理に関すること。</p>
				<p>6 第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの廃止及び休止の届出の受理並びに同条第2項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止並びに入所定員の減少及び入所定員の増加の届出の受理に関すること。</p>

			7 第29条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び同条第7項の規定による報告の徴収及び調査に関すること。
戦傷病者特別援護法に関すること。			1 第4条の規定による戦傷病者手帳の交付に関すること。
			2 第5条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正に関すること。
			3 第6条の規定による戦傷病者手帳の返還命令に関すること。
戦傷病者特別援護法施行令に関すること。			1 第6条の規定による戦傷病者手帳の再交付に関すること。
戦傷病者特別援護法施行規則に関すること。			1 第5条の規定による死亡の届出の受理に関すること。
			2 第13条第1項の規定による更生医療券の交付に関すること。
			3 第15条第1項の規定による補装具交付券及び補装具修理券の交付に関すること。

			4 第17条の規定による手帳の交付、更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関する請求の却下の通知に関すること。
母子及び寡婦福祉法に関すること。		1 第13条(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの決定に関すること。	
		2 第14条(第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの決定に関すること。	
		3 第25条第3項(第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定による措置に関すること。	
母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。		1 第8条第5項(第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による据置期間の延長に関すること。	1 第11条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の交付の停止及び減額に関すること。
		2 第15条第1項第3号(第38条において準用する場合を含む。)の規定による収益の用途外使用の承認に関すること。	2 第12条(第38条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの停止に関すること。

		<p>3 第17条ただし書(第18条第2項(第38条において準用する場合を含む。))及び第38条において準用する場合を含む。)の規定による違約金の徴収の免除に関する事</p>	
<p>山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関する事</p>		<p>1 第4条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定による貸付決定の取消し等に関する事</p>	<p>1 第5条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による借入書の受理に関する事</p>
			<p>2 第6条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事</p>
			<p>3 第7条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による保証人の変更の承認に関する事</p>
			<p>4 第8条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事</p>
			<p>5 第8条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定による貸付期間の延長の承認に関する事</p>



			6 第10条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの停止及び減額に関すること。
			7 第12条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定による繰上償還申出書の受理等に関すること。
			8 第16条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による償還方法の変更の承認に関すること。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。	1	第11条の規定による支給の停止に関すること。	1 第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。
	2	第12条の規定による支払の一時差止めに関すること。	2 第13条の規定による未支払の手当の支給に関すること。
	3	第16条において準用する児童扶養手当法第23条の規定による不正利得の徴収に関すること。	3 第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定に関すること。
			4 第35条の規定による届出等の受理に関すること。
			5 第36条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等に関すること。

			6 第37条の規定による資料の提供等の要求に関すること。
介護保険法に関すること。	1 第101条の規定による介護老人保健施設の開設者に対する修繕の命令に関すること。		1 第24条の規定による居宅サービス等の実施者に対する報告の徴収、調査及び質問に関すること。
	2 第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令に関すること。		2 第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定に関すること。
			3 第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に関すること。
			4 第48条第1項第1号及び第3号の規定による指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定に関すること。
			5 第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定に関すること。
			6 第70条第5項の規定による指定特定施設の指定に係る意見の聴取に関すること。
			7 第70条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新に関すること。

			8 第71条第1項ただし書の規定による病院等の開設者についての指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関する事
			9 第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者についての指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関する事
			10 第75条の規定による指定居宅サービス事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関する事
			11 第75条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関する事
			12 第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収等に関する事

		13 第76条の2 第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に関する こと。
		14 第78条の2 第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る届出の受理に 関すること。
		15 第78条の2 第3項の規定による指定地域密着型特定施設の指定に係る助言及び 勧告に関する こと。
		16 第78条の6 第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者による廃止等の 届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関する こと。
		17 第78条の11 の規定による地域密着型サービス事業者の指定等の届出の受理に 関すること。
		18 第79条の2 第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に関する こと。
		19 第82条の規 定による指定居宅介護支援 事業者に係る変更、廃止、 休止及び再開の届出の受理 に 関すること。

			20 第82条の2 第1項の規定による指定居宅介護支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
			21 第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告の徴収等に関すること。
			22 第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に関すること。
			23 第86条第3項の規定による指定介護老人福祉施設の指定に係る意見の聴取に関すること。
			24 第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。
			25 第89条の規定による指定介護老人福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること。
			26 第89条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

に改め、同表第3産業経済部

		27 第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。
		28 第91条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出の受理に関すること。
		29 第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設に対する勧告に関すること。
		30 第94条第1項、第2項及び第6項の規定による介護老人保健施設の開設の許可、変更の許可及び許可に係る意見の聴取に関すること。
		31 第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の許可の更新に関すること。
		32 第95条の規定による介護老人保健施設を管理する者の承認に関すること。
		33 第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可に関すること。

		34 第99条の規定による介護老人保健施設に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。
		35 第99条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		36 第100条の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。
		37 第103条第1項の規定による介護老人保健施設の運営改善勧告に関すること。
		38 第105条において準用する医療法第9条第2項及び第15条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者死亡又は失そう及びエックス線装置設置の届出の受理に関すること。
		39 第107条第5項の規定による指定介護療養型医療施設の指定に係る意見の聴取に関すること。

		40 第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。
		41 第108条第1項の規定による指定介護療養型医療施設に係る指定の変更に関すること。
		42 第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受理に関すること。
		43 第111条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		44 第112条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。
		45 第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出の受理に関すること。
		46 第113条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設に対する勧告に関すること。



		47 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。
		48 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		49 第115条の7の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の聴取等に関すること。
		50 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関すること。
		51 第115条の11において準用する第70条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関すること。
		52 第115条の16第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

			53 第115条の20の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の届出の受理に関すること。
			54 第115条の26第2項の規定による指定介護予防支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
			55 第115条の32第2項から第4項までの規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等の受理に関すること。
			56 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等に関すること。
			57 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る勧告に関すること。
	介護保険法施行規則に関する こと。		1 第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理に関すること。

介護保険に関する こと。			1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に基づく届出の受理に関すること。
			2 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)に基づく届出の受理に関すること。
			3 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)に基づく届出の受理に関すること。
			4 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理及び単位数(平成12年厚生省告示第30号)に基づく届出の受理に関すること。
			5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に基づく届出の受理に関すること。

障害者自立支援法に関すること。	1 第48条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項、第48条第2項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)。	1 第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること。
	2 第49条第1項の規定による勧告に関すること。		2 第32条第1項の規定による指定相談支援事業者の指定に関すること。
	3 第49条第5項の規定による命令に関すること。		3 第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	4 第81条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		4 第39条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	5 第85条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		5 第46条の規定による届出の受理に関すること。
			6 第47条の規定による届出の受理に関すること。
			7 第79条の規定による届出の受理に関すること。
知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること(知事が別に定める基準による場合に限る。)。		



		12 第29条の4 第1項の規定による入院措置の解除に関すること。	
		13 第29条の5 の規定による措置入院者の症状等に係る届出の受理に関すること。	
		14 第33条の4 第5項の規定による届出の受理に関すること。	
		15 第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。	
母体保護法に関すること。		1 第15条第2項の規定による講習の認定に関すること。	
児童福祉法に関すること。		1 第20条第1項の規定による療育の給付の決定に関すること。	
		2 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。	
		3 第56条第5項及び第7項の規定による支払命令等に関すること。	
母子保健法に関すること。		1 第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定又は費用の支給の決定に関すること。	
		2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関すること。	

障害者自立支援法に関すること (育成医療に係るものに限る。)	1 第9条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第9条第2項(第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
	2 第10条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	2 第52条第1項の規定による支給認定に関すること。	
	3 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	3 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。	
		4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。	

の項産業経済企画課の項貸金業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項から第3項までを削り、同課の項貸金業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧に関すること。

別表第3 産業経済部産業経済企画課の項貸金業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項から第6項までを削り、同部の項農業振興課の項農業倉庫業法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。)、の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第6条」を「第6条(第26条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第2項中「第13条」を「第13条(第26条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第3項中「第15条」を「第15条(第26条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

8 第97条の2第1号の規定による共済代理店の届出の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法施行規則に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第232条第1項の規定による事業計画書の届出の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業近代化資金融通法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「及び信用金庫」を「信用金庫及び信用協同組合」に改め、同課の項農業近代化資金融通法施行令に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「及び信用金庫」を「信用金庫及び信用協同組合」に改め、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同欄第2項中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同欄第3項中「第15条の17」を「第15条の4」に改め、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項及び第3項を削り、同欄第4項中「第15条の15」を「第15条の2」に改め、同項を同欄第2項とし、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第15条の15」を「第15条の2」に改め、同部の項農業振興課(庄内総合支庁を除く。)、の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同部の項農

村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第3項」を「第3項(第84条において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第7項を次のように改める。

7 第135条第1項の規定による解散命令に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第8条第1項、第4項及び第6項(第30条第5項、第48条第9項、第72条第5項、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請の適否の決定等に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄中第18項を第23項とし、第17項中「(別に定めるものを除く。)」を削り、同項を同欄第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 第133条の規定による検査に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄中第16項を第20項とし、第12項から第15項までを4項ずつ繰り下げ、第11項を削り、同欄第10項中「第96条の2第1項」を「第96条の2第1項及び第7項」に、「同意」を「同意及び公告」に改め、同項を同欄第15項とし、同欄中第9項を第14項とし、同欄第8項中「第95条第1項」を「第95条第1項及び第4項」に、「認可」を「認可及び公告」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄中第7項を第9項とし、同項の次に次の3項を加える。

10 第86条第1項及び第2項(第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良事業の適否の決定等に関すること。

11 第87条(第87条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良事業の決定等に関すること。

12 第87条の3の規定による事業計画の変更に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同欄第3項中「第48条第1項」を「第48条第1項及び第11項(第95条の2及び第95条の3において準用する場合を含む。)」に、「認可」を「認可及び公告」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第2項中「第39条第5項」を「第39条第5項及び第6項」に、「認可」を「認可及び通知」に改め、同項を同欄第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 第9条第2項及び第4項(第48条第9項、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申出に関すること。

3 第30条第2項の規定による定款の変更の認可に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

24 第136条の規定による総会及び総代会の議決並びに選挙及び当選の取消しに関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項及び第3項を次のように改める。

2 第36条第8項の規定による認可に関すること。

3 第48条第10項(第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)の項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「第57条の2第1項、第3項及び第4項」を「第57条の2第1項、第3項及び第4項(第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中第6項から第9項までを削り、同欄第10項中「第113条の2第2項」を「第113条の2第2項及び第3項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第11項から第13項までを削り、同課の項土地改良区に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「並びに県営事業に係る工事の請負契約」を削り、同部の項水産課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項漁業協同組合等の信用事業に関する命令に関すること。の項項目の欄中「信用事業」を「信用事業等」に改め、同部の項森林整備課の項森林法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項中「補償(第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的のために指定された保安林に係る補償金の国への請求及び国からの受領並びに同項第4号から第11号までに掲げる目的のために指定された保安林に係る補償額の決定を除く。)」を「補償金の交付」に改め、別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項中



水害予防組合法に関すること。	1 第10条第1項の規定による組合区域の指定に関すること。	1 第15条第2項の規定による組合規約の設定、改正又は財産処分の許可に関すること。	1 第18条第3項及び第4項の規定による報告の受理に関すること。
----------------	-------------------------------	---	----------------------------------

を

砂防法に関すること。		1 第7条の規定による管内の公共団体への砂防工事の施行又は砂防の設備の維持の指示に関すること。	
		2 第8条の規定による原因行為者に対する工事施行命令に関すること。	
		3 第22条の規定による土石、砂礫等供給命令に関すること。	
水害予防組合法に関すること。	1 第10条第1項の規定による組合区域の指定に関すること。	1 第15条第2項の規定による組合規約の設定、改正又は財産処分の許可に関すること。	1 第18条第3項及び第4項の規定による報告の受理に関すること。

に改め、同課の項地すべり等防止法に

関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を第9項とし、第3項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 第34条第1項の規定による工事原因者への費用負担命令に関すること。

8 第35条第3項の規定による附帯工事の費用負担命令に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第21条第5項の規定による原因者への負担命令に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を第3項とし同項の前に次の2項を加える。

1 第11条第1項の規定による主務大臣又は都道府県知事以外のものの施行する工事の承認（同条第2項の規定による協議を含む。）に関すること。

2 第14条の規定による工事原因者への工事の施行命令に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第14項を第16項とし、第11項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の2項を加える。

11 第55条の規定による河川保全区域内の行為の許可（協議を含む。）に関すること。

12 第57条の規定による河川予定地における行為の許可（協議を含む。）に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第12条第3項の規定による都道府県営工事に係る漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に対する協議に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第13条第2項の規定による同条第1項の届出における用途変更等の助言又は勧告に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

9 第25条第1項の規定による移転等の勧告に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

1 第13条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域に指定する際に既に特定開発行為に着手している場合における届出の受理に関すること。

2 第19条の規定による特定開発行為の廃止の届出の受理に関すること。

別表第3建設部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を第8項とし、第3項を第7項とし、第2項を第6項とし、第1項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第13条の規定による兼用工作物の工事の施行に関すること。

別表第3建設部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第4項の前に次の3項を加える。

1 第7条の規定による地すべり防止区域の管理に関すること。

2 第8条の規定による地すべり防止区域に係る標識の設置に関すること。

3 第9条の規定による地すべり防止工事基本計画の作成に関すること。

別表第3建設部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項地すべり等防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

9 第41条の規定によるぼた山崩壊防止区域の管理に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項山形県営住宅条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第21条ただし書の規定による承認に関すること。

別表第3建設部の項庄内空港事務所の項航空法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第49条第1項」を「第49条第1項ただし書」に、「仮設物」を「物件の設置等」に改め、同表の備考第1項の表中

「保健企画課、検査課、生活衛生課、地域保健予防課」を

「保健企画課、検査課、生活衛生課、地域保健予防課、地域保健福祉課(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項、母体保護法に関すること。の項、児童福祉法に関すること。の項、母子保健法に関すること。の項及び障害者自立支援法に関すること(育成医療に係るものに限る。))の項に係る事務に限る。)に改める。

別表第4中第1号をを削り、第2号を第1号とし、同表第3号中「、米沢女子短期大学、保健医療大学」を削り、

同号の表（農業大学校長の専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（農業総合研究センター所長の専決事項）

- 1 提案公募型研究開発事業への応募及び受託研究に係る契約の締結に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）

別表第4第3号の表（森林研究研修センター所長の専決事項）の項を次のように改める。

（森林研究研修センター所長の専決事項）

- 1 提案公募型研究開発事業への応募及び受託研究に係る契約の締結に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）

- 2 別に指定する補助金を交付すること。

別表第4第3号の表（山形空港事務所長の専決事項）の項第4項中「第49条第1項」を「第49条第1項ただし書」に、「仮設物」を「物件の設置等」に改め、同号を同別表第2号とする。

別表第5中県民会館の項、米沢女子短期大学の項及び保健医療大学の項を削り、同表中

農業総合研究センター農業生産技術試験場		副場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	を
農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場		副支場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	
農業総合研究センター畜産試験場		副場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	
農業総合研究センター畜産試験場養豚支場		知事の承認を受けて支場長が指定する職員	総務専門員（庶務に関する事務に限る。）	

農業総合研究センター園芸試験場		副場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	に改める。
農業総合研究センター水田農業試験場		副場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	
農業総合研究センター畜産試験場		副場長	総務課長（庶務に関する事務に限る。）	
農業総合研究センター養豚試験場		知事の承認を受けて場長が指定する職員	総務専門員（庶務に関する事務に限る。）	

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項中老人福祉法に関すること。の項及び介護保険法に関すること。の項の改正規定並びに同部の項に地域保健福祉課の項を加える改正規定中同項老人福祉法に関すること。の項及び介護保険法に関すること。の項の部分は、平成21年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日から平成21年4月30日までの間における庄内総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課における老人福祉法及び介護保険法に関する専決事務及び代決事務については、他の総合支庁における老人福祉法及び介護保険法に関する専決事務及び代決事務の例による。
- 3 平成17年1月1日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によ

りなおその効力を有することとされる同法附則第18条による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第36条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品に係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第3保健福祉環境部の項環境課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。